

【恵庭市】要配慮者利用施設の避難確保計画に関する講習会を開催しました

- 平成29年6月の改正水防法の施行に伴い、市町村により地域防災計画に位置付けられた洪水浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設の所有者または管理者は「避難確保計画の作成」及び「訓練の実施」が義務化。
- 講習会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、令和2年11月17日(火)と18日(水)の2回に分けて開催。
- 講習会では、水防法の改正・地域の水害リスク・河川情報等の入手方法・今年度の水害(令和2年7月豪雨)の説明と併せて、避難確保計画の作成方法・避難訓練の事例・今後のスケジュール等について説明。
- 両日で、対象19施設の内、16施設(全体の約84%)の関係者が講習会に参加。

【講習会概要】

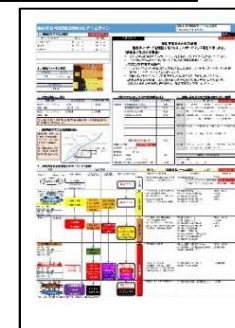
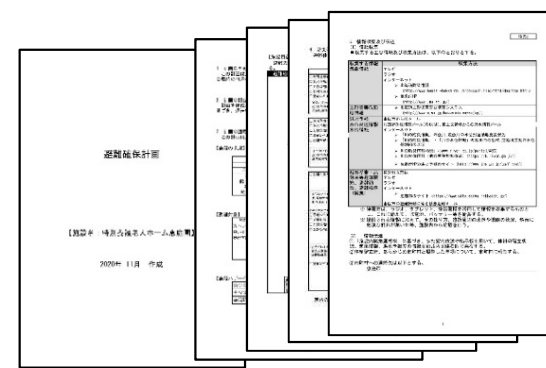
- ・主 催: 恵庭市
- ・共 催: 国土交通省北海道開発局札幌開発建設部
- ・日 時: 令和2年11月17日(火)(10:00~11:00)
令和2年11月18日(水)(14:00~15:00)
- ・会 場: 恵庭市民会館 中ホール
- ・出席者: 1日目18名
2日目 9名 計 27名

【講習会内容】

- DVD視聴: 国土交通省作成
- 要配慮者利用施設の避難確保計画作成に向けて: 札幌開発建設部
 - ・水防法等の一部改正について
 - ・水害リスクや避難・気象河川情報等の入手
 - ・令和2年7月豪雨について
- 避難確保計画の作成及び訓練について: 恵庭市
 - ・恵庭市における要配慮者利用施設の指定
 - ・避難確保計画の作成※について
 - ※ タイムライン・避難確保計画作成に向けた入力フォーマットについても説明
 - ・避難確保計画に基づく訓練について
 - ・今後のスケジュール

タイムライン・避難確保計画作成に向けた入力フォーマット(恵庭市作成)




講習会の様子

◆講習会終了後 恵庭市より

- ・今年度中に地域防災計画への記載を予定しており、入力フォーマットの活用により早期の避難確保計画提出を期待している。
- ・庁内関係各課と連携しながら計画作成・訓練の実施をサポートしていきたい。